



静岡労働局発表
令和元年9月30日

【照会先】

静岡労働局 労働基準部 監督課
監督課長 恩田 基弘
主任監察監督官 大川 康行
(電話) 054(254)6352

働き過ぎていませんか？

～ 11月は各種過重労働・過労死防止対策に幅広く取り組みます ～

静岡労働局(局長 谷 直樹)は11月の過労死等防止啓発月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。同キャンペーンに先駆けて10月に使用者団体・労働者団体等へ過重労働防止に向けた周知啓発の協力を要請し、11月に働きやすい職場づくりの好事例となる企業を局長が訪問します。

併せて、国民への周知啓発、無料の電話相談、集中的な立入調査など、過労死等ゼロを目指して集中的に取り組みます。

過重労働解消キャンペーン実施期間 令和元年11月1日～令和元年11月30日

【取組概要】

1 使用者団体や労働組合等に周知啓発の協力を要請します

静岡県内の使用者団体や労働組合等に対し、

- ・過重労働の解消に向けた労使の取組(資料1)
- ・大企業等の長時間労働の削減等に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組み(資料2)

の取組と会員等への周知啓発の協力を要請します。

要請先は、一般社団法人静岡県経営者協会、一般社団法人静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県中小企業家同友会、静岡県社会保険労務士会、日本労働組合総連合会静岡県連合会、公益社団法人静岡県労働基準協会連合会です。(敬称略)

なお、協力要請のうち、次の要請は取材が可能です。

局長による静岡県経営者協会への要請

- (1) 日時 令和元年10月8日(火)午後1時30分
- (2) 場所 (一社)静岡県経営者協会

静岡市葵区追手町10-303 新中町ビル3階

取材をいただける場合は、10月7日(月)までに当局監督課あてご連絡下さい。

2 局長がベストプラクティス企業を訪問します

適正な労働時間管理や有給休暇の取得など働きやすい職場づくりの好事例となる取組を行っている「ベストプラクティス企業」を11月に訪問し、取組事例は労働局ホームページなどを通じて紹介します。

訪問企業、日時の詳細は後日お知らせします。

3 集中的な立入調査を実施します

長時間労働が疑われる企業などへの立入調査を、県内すべての労働基準監督署で集中的に行います。

平成30年度の結果は、資料3のとおりです。

4 無料の電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般の相談に対応します。

東海・北陸7県の相談は、愛知労働局で一元的に受け付けます。

実施日時	10月27日(日) 9:00~17:00 なくしましょう 長い残業
フリーダイヤル	0120(794)713

5 県民の皆様へ周知・啓発します

各企業で自主的な過重労働防止対策を推進することを目的に「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します。（資料4）

場所 静岡市駿河区馬淵1丁目17-1

静岡県男女共同参画センター「あざれあ」2階大会議室

日時 10月10日(木) 14:00~16:30

「過労死等防止対策推進シンポジウム」

民間団体と連携して過労死等防止のためのシンポジウムを開催します。（資料5）

日時：令和元年11月14日(木) 13:30~16:30(受付13:00~)

会場：JR静岡駅ビル「パルシェ」7F 貸会議室

(静岡市葵区黒金町49番地)

定員：120名(事前申込制、参加無料)

プログラム：【講演】

・「過労死・過労自死の予防に向けて」

長谷川 吉則 氏(三島共立病院医師)

・「自治体職員の過労自死事案について」

大橋 昭夫 氏(弁護士)

[参加申込方法] 事前に下記ホームページあるいはF a xにてお申し込みください。

We b <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

F a x 052-915-1523(運営受託者：プロセスユニーク)

<添付資料>

資料番号1 「働き過ぎていませんか？」

資料番号2 「11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。」

資料番号3 「平成30年度11月「過重労働解消キャンペーン」立入調査結果」

資料番号4 「過重労働解消のためのセミナー」

資料番号5 「過労死等防止対策推進シンポジウム」